

## 第 11 次長野市高齢者福祉計画・第 10 期長野市介護保険事業計画 長野市認知症施策推進計画（あんしんいきいきプラン 21）の策定について

長野市保健福祉部

### 1 計画の概要

#### （1）計画策定の趣旨

老人福祉法及び介護保険法に基づき策定された「第 10 次長野市高齢者福祉計画・第 9 期長野市介護保険事業計画（あんしんいきいきプラン 21）」（以下「現行計画」という。）は、法令により 3 年ごとに見直すこととされています。

令和 8 年度が現行計画の最終年度となっているため、地域の実情の変化や各種制度の改正等を踏まえ、新たに令和 9 年度を初年度とする「第 11 次長野市高齢者福祉計画・第 10 期長野市介護保険事業計画（あんしんいきいきプラン 21）」（以下「次期計画」という。）を策定するものです。

#### （2）計画の位置づけ

次期計画は、老人福祉法（第 20 条の 8）に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第 117 条）に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられる計画で、また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（第 13 条）に基づく「認知症施策推進計画」を新たに加え、3 つの計画を一体的に策定し、高齢者の福祉と介護、認知症施策に関する総合的な計画とするものです。

基本理念を柱とし、その実現に向けた重点項目及び基本的な政策目標を定め、計画的な実施を目指すものです。

##### ■第 11 次長野市高齢者福祉計画

長寿社会が抱える高齢者福祉課題に対し、本市の目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを趣旨とする計画です。

##### ■第 10 期長野市介護保険事業計画

介護保険法の基本理念を踏まえて、要介護者等に対して必要な介護サービス等を定め、本市が保険者として介護保険事業を運営するための計画です。

また、本計画に基づき、第 1 号被保険者の保険料額の算定を行うものとします。

##### ■長野市認知症施策推進計画

認知症の人が尊厳を持ち希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

### (3) 計画期間

令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までの3か年間です。

## 2 次期計画の見直しの考え方

### (1) 「基本指針」に基づく介護保険事業計画の策定

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされており、市町村は基本指針に即して介護保険事業計画を策定します。

令和8年2～3月の時点で「基本指針について記載を充実する事項（案）」やの「基本指針の構成等についての見直し案」が示され、7月頃には「基本指針案」が国から提示される予定です。

### (2) 国の動向について

（「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会における検討：概要別紙参照）

#### ア 2040年に向けた課題

- 人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加
- サービス需要の地域差。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供
- 介護人材はじめ福祉人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築

#### イ 基本的な考え方

- ① 「地域包括ケアシステム」を2040年に向け深化
- ② 地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保
- ③ 人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援
- ④ 地域の共通課題と地方創生

### (3) 各種調査の実施

調査名	対象	調査時期 (予定)
長野市シニア一般調査	要支援・要介護認定を受けていない60歳以上 市民3,000名	令和7年12月17日 ～8年1月11日
長野市高齢者等実態調査 (元気高齢者等実態調査)	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上 市民940名	令和7年12月5日 ～8年1月5日
長野市高齢者等実態調査 (要介護・要支援認定者 等実態調査)	要支援・要介護認定を受けている(施設等入所 者を除く)市民4,000名	令和7年12月5日 ～8年1月5日
施設・居住系サービス 利用者実態調査	介護保険施設・居住系サービス利用者の中から 抽出した者の家族	令和7年10月～ 11月21日
在宅生活改善調査	居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護 施設、看護小規模多機能型居宅介護施設(ケア マネジャー)、地域包括支援センター	令和8年1月～2月
居所変更実態調査	住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サー ビス付高齢者向け住宅、グループホーム、特定 施設、地域密着型特定施設、介護老人保健施設、 介護療養型医療施設・介護医療院、特別老人ホ ーム、地域密着型特別養護老人ホーム	令和8年1月～2月
介護サービス事業所調査	全介護サービス事業所(居宅介護支援事業所、 居宅療養管理指導、短期入所療養介護を除く)	令和8年5月～6月 初
介護人材実態調査	全介護サービス事業所(居宅介護支援事業所、 訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所 療養介護、福祉用具貸与・販売を除く、サ高住・ 住宅型有料除く)	令和8年2月～3月

## 3 計画の策定体制と策定年度中の分科会スケジュール(案)

### ■ 計画の策定体制

現計画策定の際の体制と同様に、庁内体制の中で作成された庁内案に対し、市民意見を反映し策定します。

市民意見については、「社会福祉審議会」本会に市長が諮問し、「老人福祉専門分科会」において具体的な検討を行っていただき、その意見を本会に報告し、本会から市長へ答申を行くこととします。

また、高齢者等実態調査や介護サービス利用実績調査などの「各種基礎調査」結果及び市民に広く意見を募集する「パブリックコメント」等の機会も活用し、幅広く市民皆さんの意見を新たな計画に反映していくこととします。

■ 策定年度の老人福祉専門分科会での審議イメージ

令和8年5月末	社会福祉審議会本会 諮問⇒分科会における審議依頼
5月末 (新委員期間開始後初)	分科会① ・分科会策定体制 ・計画の概要と見直し事項 ・現計画の各施策実施状況 ・各種調査報告
8末～9月初頃	分科会② ・各種調査報告 ・新計画の将来推計 ・新計画構成案
10月頃	分科会③ ・基本理念 ・施策体系 ・各論 ・介護保険関連施設の整備 ・介護保険料の考え方について
11月初	分科会④ ・計画案 ・パブリックコメント実施について
令和9年1月末～2月初	分科会⑤ ・パブリックコメント結果 ・答申案 ・介護保険料額(案)算出
1月末～2月初	社会福祉審議会本会による 答申